

計画の基本理念・基本方針及び 重点目標・重点施策について

【目次】

○ 計画の基本理念	1
○ 計画の基本方針	2
○ 計画の重点目標・重点施策	3
重点目標 1 相談支援体制の充実	4
重点目標 2 障害のある児童への支援の充実	6
重点目標 3 就労支援体制の充実	8
重点目標 4 地域生活を送るための支援の充実	10
重点目標 5 障害のある人の権利擁護の推進	12
○ まとめ	13

・ 姫路市総合計画との関係性

障害分野については、「姫路市総合計画策定審議会 第3分科会」において議論されている。令和2年7月15日に開催された会議において、以下の案が示されている。（詳細については、別紙参考資料1参照）

健康福祉分野 政策2 「いきいきと暮らせる障害者福祉の充実」

目指す姿 「障害者が住み慣れた地域で充実した日常生活を送ることができている」

→障害者の視点のみの印象をうける。家族や障害のない人との関係性が見えない。

本計画の基本理念は、第5期姫路市障害福祉推進計画の理念を引き継ぎ、「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会（共生社会）づくり」とし、障害福祉行政の一層の推進を図ることとします。

本計画の基本方針についても、基本理念と同様に第5期姫路市障害福祉推進計画の理念を引き継ぎ、以下のとおりとします。

(1) 充実した日常生活の実現

身近な地域における相談支援体制の確立、健康を守り、不自由を軽減するための生活基盤の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。

(2) 社会的自立、社会参加の促進

乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援体制の充実やインクルージョンの視点を踏まえた育成支援体制の構築、雇用・就業支援等の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた支援の充実を目指します。

(3) 安全安心のまちづくりの推進

住まいや道路など暮らしやすい生活環境の整備、防災体制の整備、情報提供・情報アクセシビリティの充実に向けた取り組み、自己決定の尊重及び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分らしく生きていくことができる安全・安心のまちづくりを目指します。

現行計画では以下の5つの重点目標があり、それぞれ3つの重点施策が設定されている。

重点目標	重点施策
① 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 相談支援体制の充実 ◇ 関係機関の連携強化 ◇ 障害福祉サービス事業所に関する情報提供の充実
② 障害のある児童への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域における療育支援体制の充実 ◇ インクルーシブ教育システムの構築 ◇ 保育体制の充実
③ 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一般就労と職場定着に向けた支援の強化 ◇ 一般就労に向けた訓練の場の充実 ◇ 就労継続支援事業所の適正な事業運営の確保
④ 地域生活を送るための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域生活を支援するための環境整備 ◇ 関係機関の連携強化による地域移行の推進 ◇ 障害福祉分野の人材確保のための情報提供の充実
⑤ 障害のある人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害に対する理解促進 ◇ 差別解消の推進 ◇ 成年後見制度の活用促進

重点目標の現状・課題

・重点施策だけで15項目もあり、3年間の計画期間ですべてを解消することはできない。

重点目標の
見直し

重点目標① 相談支援体制の充実

重点施策	重点施策の内容	現状・実績	次計画での位置づけ・方向性
<p>相談支援体制の充実</p>	<p>地域の相談窓口となる指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所などに対し、基幹相談支援センター「りんく」や障害者相談支援拠点事業所が適切に助言・指導を行うとともに、研修等により、個々の相談支援に携わる者の資質向上を促すことで相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>また、提供する支援の質の向上を図るため、事業として相談支援に携わる者と行政機関やその他の事業者等との連携強化を図るとともに、専門相談機関からの協力を得ながら、多面的な相談支援体制の確立を目指します。</p> <p>さらに、障害者相談員、民生委員・児童委員等の協力を得て、身近な地域における相談支援体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月より相談支援体制を見直す。(別紙参考資料2参照) ・相談支援体制を階層化することで、市民に分かりやすく、適切な相談機関につなぐことが可能になる。 ・市内5ブロックに分け、地域に相談窓口を開設し、身近な地域で相談できる体制の構築に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実については、すべての基本になるものであり、今後も充実し続けることが重要。 ・障害福祉サービスを利用する上で、相談支援専門員の質・量ともに増え続けることが重要。 <p>→今後も重点目標・重点施策として残す。</p>
<p>関係機関の連携強化</p>	<p>障害福祉分野に限定されず、他法制度の併用など、横断的な支援が必要になるため、保健・医療・教育・保育等の他分野との連携強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年では8050問題やダブルケアなど複合的な課題が顕在化し、福祉に対するニーズがますます複雑化・多様化している。 ・障害福祉課のみならず、常に関係機関と連携し、個別ケースに対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携強化については、抽象的で具体的な施策ではない。具体的な施策についても明確に打ち出すことができない。 ・関係機関とは現在も連携できている。今後も連携して対応していく。

			<u>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</u>
障害福祉サービス事業所に関する情報提供の充実	<p>障害のある人が自身のニーズに合致したサービス提供を行う事業所を選択しやすくすることにより本人の意思決定を支援するため、事業者情報の提供の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の方が事業者情報を得る手段としては、①事業者のホームページ、②WAMNET、③障害福祉課が作成している事業所一覧等が考えられる。 ・各事業者で実施されているサービス内容についてまで、公開されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者自身の情報提供が必要不可欠。行政の施策というより、事業者へ協力を求める形になる。行政は主体的でなく、間接的に支援していく事項。 ・第三者評価の拡充や外部からの見える化が必要。その際も事業所の協力が必要。 <p><u>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</u></p>

重点目標② 障害のある児童への支援の充実

重点施策	重点施策の内容	現状・実績	次計画での位置づけ・方向性
<p>地域における療育支援体制の充実</p>	<p>中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが、各関係機関と連携し、地域における療育支援体制の拠点として支援の強化に努めます。</p> <p>また、障害児相談支援や保育所等訪問支援などの福祉分野における支援を実施するにあたり、児童の日中活動の場である学校や保育所等との連携を円滑にすることで地域での普遍的な生活を送る体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、障害のある児童に対する療育を今後更に充実させるため、放課後等デイサービス等の事業所の情報公表を促進し、支援内容の可視化によりサービスの質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市には総合福祉通園センター「ルネス花北」があり、同園には、児童発達支援センターが2か所あり、他市と比較して資源が充実している。 ・学校園においては、障害福祉サービスの認知度が低く、事業所が校内に入ってくることへの不安がある。 ・新型コロナウイルスへ対応するためには、学校園と事業所との連携が必要不可欠。 ・学校園と事業所との関係については、少しずつ構築しつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、地域自立支援協議会の専門部会において、学校と放課後等デイサービス等の事業所との関係づくりを予定。 ・学校園と事業所を交流を進めることで顔の見える関係性を構築し、連携を円滑にします。 <p>→下記「保育体制の充実」と統合し、学校園と事業者との連携について、重点目標として設定する。</p>
<p>インクルーシブ教育システムの構築</p>	<p>全ての教育活動を通じて、可能な限り障害の有無によって分け隔てられることなく、共に教育を受けられるように、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めます。</p> <p>また、福祉・医療等関係機関と連携し、ライフステージを見通した一貫性のある教育的支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育は現在教育委員会で実施中。実際の現場では障害をわけ隔てることなく教育を受けることは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策を明確に打ち出すことは難しい。 ・今後も教育的支援の充実を図ります。 <p>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</p>

<p>保育体制の充実</p>	<p>保育所・こども園では、障害のある子どもの円滑な受入を図るため、保育士・保育教諭の加配や、特別支援保育に関する研修を通じた保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、障害等により特別な支援が必要な子ども一人一人に応じた個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施することで、保育内容の充実を図ります。</p> <p>また、各保育所・こども園の発達支援コーディネーターを対象として定期的な研修を実施し、よりよい支援についての学習、情報交換等を行う場とするとともに、保育所・こども園・幼稚園・小学校や各機関との連携体制を強化します。</p> <p>さらに、経験豊かな保育士・保育教諭が保育所・こども園を訪問し、幼児の発達や特性に応じた支援方法について保育士・保育教諭とカンファレンスすることにより、障害等により特別な支援が必要な幼児を含めた保育の質の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する研修については、公立・私立の壁を越えて実施。 ・個別支援計画を策定し、適切な支援は実施できている。保育所等訪問支援のサービスについては、事業者が学校園に行って、直接支援することを想定しているので、学校園側の理解が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が学校園に行って直接支援することで、利用者の支援の質が向上すると考えられる。 ・学校園と事業所を交流を進めることで顔の見える関係性を構築し、連携を円滑にします。 <p><u>→上記「地域における療育支援体制の充実」と統合し、学校園と事業者との連携について、重点施策として設定する。</u></p>
----------------	--	---	---

重点目標③ 就労支援体制の充実

重点施策	重点施策の内容	現状・実績	次計画での位置づけ・方向性
<p>一般就労と職場定着に向けた支援の強化</p>	<p>「職業自立センターひめじ」を中心に、就労系サービス事業所、公共職業安定所等の関係機関が連携を図り、就労の場の確保と安定雇用に向け、就労開始から職場定着まで一貫した就労支援を行います。</p> <p>また、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための取り組みを行い、一般就労者数の増加を図るとともに、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、就労に伴う課題に対応する支援を充実させ、職場定着率の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労から一般就労については、一定程度進み、実績は伸び悩んでいる。反対に、一般就労に至ったが、福祉的就労に戻る方も多い。 必ずしも一般就労が増加することが望ましいわけではない。利用者にとって、その人の意向・状況に合った事業所に通うことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針においては、福祉施設から一般就労を進める方向で成果目標を設定しているため、指針に沿う形で成果目標を設定する。 一般就労のみならず、福祉的就労についても同様に重要と考えている。 <p>→一般就労と福祉的就労双方の視点を盛り込んだ「就労支援体制の充実」として重点施策として設定する。</p>
<p>一般就労に向けた訓練の場の充実</p>	<p>就労移行支援事業所や職業能力開発校などにおいて、障害に応じた職業準備訓練を推進するとともに、必要に応じて職業能力の開発、向上を支援します。あわせて、離職した障害のある人についても、職業準備訓練や職業訓練を行い、早期の再就職を支援します。</p> <p>また、市内事業者に対して積極的に情報提供を行い、その理解と協力を求めつつ障害のある人の職場実習の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等を利用し、一般就労へ移行した人は令和元年度58人であった。 離職した者については、就労移行支援や就労継続支援A型を利用することで、再就職を支援している。 <p>一般企業に対する情報提供については、一義的にはハローワークが対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に向けた訓練の場の充実は、今後も必要である。ハローワークや職業自立センターひめじと連携し、対応していく。 <p>→一般就労と福祉的就労双方の視点を盛り込んだ「就労支援体制の充実」として重点施策として設定する。</p>

<p>就労継続支援事業所の 適正な事業運営の確保</p>	<p>就労継続支援サービスの事業者への運営指導と新規開設の制限により、各事業所の経営を安定させ、適正な就労指導体制の確保と一般就労への移行促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開設の制限については、実施していない。 ・就労継続支援A型、B型ともに実績は増加している。事業所数も増加しており、経営も安定している印象を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開設の制限については、今後も実施する予定はない。 <p><u>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</u></p>
----------------------------------	---	---	--

重点目標④ 地域生活を送るための支援の充実

重点施策	重点施策の内容	現状・実績	次計画での位置づけ・方向性
<p>地域生活を支援するための環境整備</p>	<p>市は、初期資本が少ない事業所でもグループホームを開設できるよう助成制度を積極的に運用して新規開設を支援するとともに、グループホームに入居する障害のある人に対して、必要に応じて家賃の助成を実施します。</p> <p>また、新規開設に際しては、人員確保の指導を行うとともに、土日等の休日においてもサービスを提供する事業所の開設をサポートするなど、質の確保に努めます。</p> <p>さらに、強度の行動障害のある人のコーディネーターに関する機関として「行動障害支援センターのぞみ」の運用や地域における体験の場の確保、地域の体制づくりの強化等の他、地域の実情に合わせ、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。</p> <p>その他、地域包括支援センターの活用やボランティアによる地域のサロンなど障害のある人の居場所づくりについて検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム新規開設サポート事業を活用し、グループホームの事業所が増加した。 ・グループホーム利用者負担軽減事業を実施し、家賃の一部を助成している。 ・今後も地域生活支援拠点の機能の充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームについては、一定の成果が出ている。 ・福祉現場の人材不足や介護者である家族への支援を盛り込んだ目標にしたい。 <p><u>→人材不足や家族への支援といった視点を盛り込んだ「地域生活を支援するための環境整備」の項目を重点施策として設定する。</u></p>
<p>関係機関の連携強化による地域移行の推進</p>	<p>障害福祉分野と保健・医療分野等との関係機関の連携強化により、入所施設・病院等から地域生活への移行を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携は進んでいるが、障害福祉サービスである「地域移行支援」、「地域定着支援」の利用は低調。 ・現在もケースの状況に応じて関係機関と連携している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携強化については、今後も引き続き取り組んでいく。 <p><u>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</u></p>

<p>障害福祉分野の人材確保のための情報提供の充実</p>	<p>障害福祉サービスに携わる人材の確保に向けて、各障害福祉サービス事業所等からの求人と障害福祉分野において就労したいと考えている人材との円滑なマッチングを促進するため、既存のシステム等の活用について周知を図ります。また、あわせて多様なツールを用いた情報提供・情報取得システムの構築を検討していきます。</p>	<p>・市民の方が事業者情報を得る手段としては、①事業者のホームページ、②WAMNET、③障害福祉課が作成している事業所一覧等が考えられる。</p>	<p>・事業所からの求人と働きたい人の情報については、ハローワークの所管であり、市として把握することは難しい。</p> <p>・人材確保策について、今後検討していく。</p> <p><u>→人材不足や家族への支援といった視点を盛り込んだ「地域生活を支援するための環境整備」の項目を重点施策として設定する。</u></p>
-------------------------------	---	--	--

重点目標⑤ 障害のある人の権利擁護の推進

重点施策	重点施策の内容	現状・実績	次計画での位置づけ・方向性
障害に対する理解促進	<p>障害に関する意識や理解の向上を図るため、「障害者週間事業」をはじめ、各種のイベントや講座、教室等を開催するなど、啓発事業の充実を図ります。</p> <p>また、学校・警察・企業・医療関係者等を対象に、障害のある人が社会資源を利用できるよう、障害に関する研修の機会の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども手話教室や障害に関する講演会を実施し、障害に対する理解促進に努めている。 ・障害に関する意識や理解の向上には、長い時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解促進を進め、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、差別解消につながるのではないかと。 <p>→「障害に対する理解促進」と「差別解消の推進」を統合し、重点施策として設定</p>
差別解消の推進	<p>「障害者差別解消法」の趣旨について、市民等に広く周知、啓発を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を推進するとともに、姫路地域自立支援協議会等における情報交換、相談等の体制づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用品の作成・配布 ・事業所向け啓発パンフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解促進を進め、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、差別解消につながるのではないかと。 <p>→「障害に対する理解促進」と「差別解消の推進」を統合し、重点施策として設定</p>
成年後見制度の活用促進	<p>成年後見制度の周知を図り、身上監護や財産管理等の支援を進めます。</p> <p>また、成年後見制度の活用促進に向けて、「姫路市成年後見支援センター」において、弁護士会などの専門職団体等との連携を強化するとともに、市民後見人の養成、法人後見による支援の検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターで成年後見制度の周知、支援を進めている。 ・法人後見については、今後も周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の部分については、引き続き地域自立支援協議会専門部会で議論する。 <p>→重点施策から一般施策に位置づけを変更する。</p>

まとめ

計画の基本理念

「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会（共生社会）づくり」

計画の基本方針

（１）充実した日常生活の実現

身近な地域における相談支援体制の確立、健康を守り、不自由を軽減するための生活基盤の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。

（２）社会的自立、社会参加の促進

乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援体制の充実やインクルージョンの視点を踏まえた育成支援体制の構築、雇用・就業支援等の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた支援の充実を目指します。

（３）安全安心のまちづくりの推進

住まいや道路など暮らしやすい生活環境の整備、防災体制の整備、情報提供・情報アクセシビリティの充実に向けた取り組み、自己決定の尊重及び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分らしく生きていくことができる安全・安心のまちづくりを目指します。

重点目標・重点施策

重点目標	重点施策	施策の内容
① 相談支援体制の充実	◇ 相談支援体制の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月から総合福祉会館内に設置する「基幹相談支援センター」及び地域の身近な相談窓口である「地域相談窓口」について、連携を強化し、相談支援体制の更なる推進を図ります。 ・基幹相談支援センターが助言・指導、研修等を実施することで相談支援専門員の質の向上を図ります。また、相談支援専門員を増やす取組について、検討します。 <p>【主な関連事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等機能強化事業 ・障害者相談支援事業
② 障害児への支援の充実	◇ 保育・教育現場における療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の専門部会において、児童系のサービス事業者と学校園の関係づくりを支援していきます。 ・事業所と学校園が双方の役割を理解し、保育・教育と福祉の交流を図ります。 ・事業所と学校園が連携することで、支援の充実を図ります。 <p>【主な関連事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・児童発達支援
③ 就労支援体制の充実	◇ 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや職業自立センターひめじと連携し、利用者にとって、適切な就労場所を提供できるように支援していきます。 ・福祉的就労から一般就労への移行促進を図ります。また、一般就労した人が職場に定着できるための支援を充実させます。 <p>【主な関連事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業促進・安定化事業 ・就労移行支援

		<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援
④ 地域生活を送るための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域生活を支援するための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム新規開設サポート事業を周知し、グループホームの増加を図ります。また、日中支援型グループホームの開設を促進させる取り組みを検討します。 ・グループホーム利用者負担軽減事業を実施し、家賃の一部を助成することで地域生活への移行を促進させます ・地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。 ・介護者である家族への支援方策について、検討していきます。 ・障害分野の人材確保策について、検討していきます。 <p>【主な関連事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助利用促進助成事業 ・地域生活支援拠点 ・短期入所 ・共同生活援助 ・日中短期入所 ・タイムケア
⑤ 障害のある人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害に対する理解促進・差別解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間事業をはじめ、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。 ・障害者差別解消法の趣旨について、引き続き市民等へ周知、啓発を図ります。 ・地域自立支援協議会専門部会について、権利擁護等について協議していきます。 <p>【主な関連事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間事業 ・障害者差別解消推進事業 ・地域自立支援協議会